

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月11日

国立大学法人九州大学
総長 有川節夫

1. 工事概要等

- (1) 工事名 九州大学（伊都）国際村第二新営その他工事
(2) 工事場所 福岡市西区大字桑原字別所674番外 九州大学構内
(3) 工事概要 伊都キャンパスにおける留学生と日本人学生の生活拠点として整備するルームシェア型寄宿舎の新営工事（WRC造 地上5階 延床面積合計2,600m²）
(4) 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで。
(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
(6) 本工事は、競争参加資格確認申請及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、総長に対し紙入札参加希望書を持参又は郵送により提出しなければならない。
なお、関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
(7) 本工事は、「施工計画（簡易型）」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「法令遵守」及び「品質マネジメント及び環境マネジメント」について記述した技術提案書（以下「技術提案書」という。）を含む、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）を実施する工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成25、26年度のB等級以上の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者資格の再認定を受けていること。）。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 総合評価の評価項目に示す「施工計画（簡易型）」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」の欠格に該当しないこと。
(5) 平成5年度（過去20年間）以降に元請けとして完成・引渡しが完了したSRC造又はRC造で地上3階建以上、かつ延べ床面積1,300m²以上の共同住宅、宿舎、研修施設（国際交流会館等）の新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
② 平成5年度（過去20年間）以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、上記2(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。（従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期

の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。)

ただし、経常建設共同企業体にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は総長から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知) (以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者 (協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。) 又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 平成23年度以降に完成・引渡しを行った工事で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例を有する者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、下記3(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② ①において評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。

② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と下記(3)によって得られる「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

詳細については、入札説明書による。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする(詳細は入札説明書による。)

① 企業の技術力

- ・施工計画(簡易型)
- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

② 企業の信頼性・社会性

- ・法令遵守(コンプライアンス)
- ・品質マネジメント及び環境マネジメント

(4) 受注者の責めにより、提出された「施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒812-8581 福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号

国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係 電話番号092-642-2214

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成25年9月11日から平成25年9月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで。）。上記4（1）に同じ。入札説明書の交付にあたっては、無料とする。また、図面等の交付にあたっては、入札説明書に同封する図面等購入案内書に従って購入するものとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

平成25年9月11日から平成25年9月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで。）。上記4（1）に同じ。書面により提出すること。

(4) 入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間 平成25年10月8日から平成25年10月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし終日は正午まで）。

② 提出場所 上記4（1）に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成25年10月15（火）正午までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、総長の承諾を得た場合は、上記4（1）に持参すること。郵送による提出は認めない。

開札は、平成25年10月16日（水）午後2時 国立大学法人九州大学事務局第2庁舎5階第4会議室において行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、保険会社との間に総長を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合又は、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証の予約（入札金額の100分の10以上）を受け、当該証書を提出する場合は入札保証金の納付を免除する。その場合、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する額を九州大学に支払わなければならない。

② 契約保証金 契約金額の100分の10以上（低入札価格調査を受けた契約の相手方又は特別重点調査を受けた契約の相手方は100分の30以上。以下ア、イにおいて同じ）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に総長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社と公共工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

ウ 契約規程第31条の規定に基づき、契約書の作成を省略し請書を作成する場合

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書を含む申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

上記3（1）①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）と同じ。

(8) 一般競争参加資格を有していない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 手続きにおける交渉の有無 無

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 詳細は入札説明書による。